

【資料3】

外国人材受入サポートセンター設置事業業務委託 企画提案審査要領

1 目的

この要領は、外国人材受入サポートセンター設置事業の業務委託候補者選定のため、審査に関する必要な事項を定めるものである。

2 審査方法

(1) 審査は、企画提案者から提案された企画内容についてのプレゼンテーション審査とする。

(2) 審査員は、次に定める審査基準に基づいて採点を行う。

審査項目	評価基準	配点
1 事業の理解度	・事業の趣旨、目的を理解し、企画内容に反映されているか。	10
2 事業内容	・事業目的の達成に向けて効果的な内容か。	
	相談窓口の企画内容は、事業者等からの様々な相談に適切に対応する内容となっているか。	15
	事業者等への専門家派遣等の企画内容は、十分な支援内容となっているか。	15
	セミナー、出前講座及び出張相談会の企画内容は、効果的な内容となっているか。	15
	広報の企画内容は、効果的で適切なものか。	10
3 独自性	・独自の工夫を盛り込んだ企画内容となっているか。	5
4 実施体制	・業務を推進するための実施体制、センターの開設までのスケジュール、人員の配置等は適正か。	10
5 遂行能力	・同種、類似事業の企画、実施実績はあるか。	5
6 経費見積	・各経費の積算単価は、適正な見積のもとに算定され、妥当なものか。	5
7 賃金水準の向上	・配点表1（賃金水準の向上）を参照	5
8 女性の活躍推進	・配点表2（女性の活躍推進）を参照	5
計		100

3 選定方法

(1) 各委員の採点結果を集計し、その平均点を算出する。

(2) (1)により算出された結果を参考とし、協議により総合的に評価を行い、最も評価の高い提案を行った者を委託候補者として選定する。

(3) 審査基準点は60点とし、参加者が1者の場合、各委員の採点合計点の平均が審査基準点に達していれば、協議のうえ、委託候補者として選定することができる。